

令和2年3月3日

保護者様

京都府立向日が丘支援学校
校長 平岡 克也

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間中の児童生徒の受入について

平素から本校の教育に御理解をいただきありがとうございます。

さて、3月3日（火）から13日（金）までの臨時休業期間における児童生徒の学校での受け入れについて、下記のとおり実施いたします。

記

1 受入の要件

全ての児童生徒の内、次の要件を満たす子どもを対象とします。

- ① 保護者等が就業等によりやむを得ず養育ができない状況にあること
- ② 放課後等サービス等の利用の都合がつかない状況にあること
- ③ 本人及び家族に発熱等の風邪症状がないこと

2 期 間 令和2年3月5日（木）から3月13日（金）まで

- ・ただし、3月10日（火）を除く（高等部卒業証書授与式実施のため）
- ・休業期間が延長された場合には、改めて連絡します。

3 受入時間 9時から13時30分までの間の必要とされる時間

4 登校方法 通常の「水曜ダイヤ」によりスクールバスを運行します。

- ・その他の登校方法も可とします。
- ・当日欠席の場合は、バス携帯に連絡を入れてください。

5 昼 食 お弁当持参とします（給食の提供はありません）。

6 受入人数 各日、各学部15名程度を上限とします。

- ・総合的にその日の受入が難しい場合には、お断りすることがあります。

7 申し込み方法 子どもの居場所を確保できない場合は、当該保護者から受入希望日の前日までに学校への電話にて、副校長まで申し込んでください。

（受付時間：9時から15時）

依頼の理由、希望する日時等を聞き取らせていただきます。

8 児童生徒の活動 教育課程に基づいた授業は実施しません。

9 持ち物 お弁当、水筒、その他（児童生徒が学校で過ごすために必要なもの）

10 その他 御不明な点は、副校長までお尋ねください。